

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 全般 | 改行位置の修正, 文字の色塗りの修正(塗り忘れ, 色間違い)を実施 (修正箇所のマーキングは未実施) | |
| 2 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 全般 | 燃料タンク (SA) 新規追加による, 設備, 手順及び図表への反映。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 全般 | 同上 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | とりまとめた資料-1 | 1-1) 設計方針・運用・体制等などを変更し, まとめ資料を修正した箇所と理由 c. 当社が自主的に変更したものの参照箇所である, 比較表のページに誤記があったことから修正する。 修正前: 【例: 比較表p 1.14-129】 修正後: 【例: 比較表p 1.14-170】 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | とりまとめた資料-5,6 | 2-1) 設備の相違 代替非常用発電機等へ補給する燃料を備蓄する設備及び燃料の種類に関する内容について, 設備の相違⑩と設備の相違⑨がで内容が重複する箇所があったことから, 内容を統合し設備の相違⑨に整理した。 上記変更に伴い, 相違理由欄の「【大飯】設備の相違(相違理由⑩)」の記載を「【大飯】設備の相違(相違理由⑨)」に修正。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | とりまとめた資料-6 | 2-1) 設備の相違 No. ⑩の相違理由欄の泊3号炉に関する記載に誤記があったことから修正する。 修正前: 「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し, 原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」 修正後: 「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し, 原子炉補機冷却機能が喪失する事故」 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------|--|----|
| 7 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | とりまとめた資料-9 | 技術的能力1.14ヒアリングコメント反映 記載の適正化 3-1) 設備の相違 泊3号炉欄の記載表現に誤記があったことから修正する。 修正前：不要な直流負荷切り離し 修正後：不要な直流負荷切離し | |
| 8 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | とりまとめた資料-14 | 3-1) 設備の相違 No. ㊸の相違理由欄の泊3号炉に関する記載に誤記があったことから修正する。 修正前：使用済燃料プール 修正後：使用済燃料ピット | |
| 9 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-3 | 目次の添付資料名称に誤記があったことから修正する。 修正前：開閉所設備を使用したメタクラA系及びメタクラB系受電 修正後：開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-4 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-3 | 目次の添付資料1.14.17解釈一覧の内容に誤記があったことから、下記の記載を削除する。 修正前 1. 判断基準の解釈一覧 2. 操作手順の解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧 修正後 1. 弁番号及び弁名称一覧 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-4 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---|---|----|
| 13 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-8, 9, 10, 13, 14, 16, 19, 21, 44, 57, 58 | 技術的能力1.14ヒアリングコメント反映 記載の適正化 該当ページの図番号の記載について、「-」と「.」記載が混在していたことから、「.」に統一した。下記に代表例を記載する。 修正前：第1.14-2図 修正後：第1.14.2図 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-8, 10, 11, 13, 14, 17, 20, 22, 50, 77 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-15 | 可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備に関する記載で誤記があったことから修正する。 修正前：A直流母線電路又はB直流母線電路 修正後：A直流母線電路及びB直流母線電路 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-15, 16 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-16, 17 | 代替所内電気設備による給電で使用する設備に下記の設備を追加する。 ディーゼル発電機設備（燃料油移送系統）配管・弁、ホース・接続口、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ | |
| 18 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-18 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-28 | 【代替非常用発電機の現場からの起動による受電】を実施する要員名称に誤記があったことから下記のとおり修正する。 修正前：運転員班2名 修正後：運転班員2名 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|----|
| 20 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-31 | 同上 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-39 | 設備名称に誤記があったことから、下記のとおり修正する。 修正前：可搬型代替接続盤 修正後：可搬型代替電源接続盤 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-46 | 同上 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-47,60 | 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電操作の要員数について、「1号及び2号炉運転員(現場)1名」と記載しているが、正しくは「1号及び2号炉運転員(現場)2名」であることから、修正する。 修正前：1号及び2号炉運転員(現場)1名 修正後：1号及び2号炉運転員(現場)2名 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-53,79 | 同上 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-51 | 所内常設蓄電式直流電源設備によるA直流母線及びB直流母線への自動給電確認手順の⑨及び⑩にて誤記があったことから追記する。 修正前：給電が完了したことを報告する。 修正後：給電が完了したことを報告する。 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-64 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------------|---|----|
| 27 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-53 | 技術的能力1.14ヒアリングコメント反映 記載の適正化 1時間以内に実施する不要な直流負荷に切離しの実施場所について、中央制御室のみの記載であったが、安全系計装盤室でも実施することから追記する。 修正前：中央制御室 修正後：中央制御室及び安全系計装盤室 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-67 | 同上 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-56 | 可搬型代替直流電源設備によるA直流母線又はB直流母線の受電操作の要員について、「運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名」と記載しているが、当該操作は現場のみであり中央制御室での操作は実施しないことから、「運転員（中央制御室）1名」の記載を削除する。 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-73 | 同上 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-56, 72 | 記載の適正化 (c) 操作の成立性の冒頭の記載について、「上記の操作は、○○要員にて」の記載を追記する。 | |
| 32 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-73, 97, 98 | 同上 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-59 | [代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]の要員について、誤記があったことから、下記のとおり修正する。 修正前：運転員（中央制御室）1名及び運転班員（現場）4名 修正後：運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名、運転班員2名及び災害対策要員2名 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|----|
| 34 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-78 | 同上 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-62 | 代替所内電気設備の給電対象設備として下記の設備を追記する。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ | |
| 36 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-81 | 同上 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-64 | 1時間以内に実施する不要な直流負荷に切離しの実施場所に関する違理由について、以下を相違理由に追記する。 ・以降、同様の相違は、操作場所の相違として記載する。 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-66,67 | 【女川】設備の相違の泊欄の記載について誤記があったことから下記とおり修正する。 修正前 ・泊の電路構成は、蓄電池（非常用）によりA直流母線及びB直流母線へ給電する。（大飯と同様） 修正後 ・泊の電路構成は、 <u>A充電器によりA直流母線給電し、B充電器によりB直流母線へ給電する。</u> （大飯と同様） | |
| 39 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-67 | 1時間以内に実施する不要な直流負荷に切離しの実施場所に関する相違理由について、以下を相違理由に追記する。 【大飯,女川】設備の相違 ・操作場所の相違 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-66 | 可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤の受電完了までの所要時間に誤記があったことから、下記のとおり修正する。 修正前：390分 修正後：380分 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|--|----|
| 41 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-89 | 同上 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-89 | 可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の「操作の成立性」における所要時間の相違について、以下を相違理由に追記する。 【大飯】記載内容の相違 ・要員数及び設備構成の相違。所要時間は川内と同等。 【女川】記載内容の相違 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-68,72 | 技術的能力1.14ヒアリングコメント反映 1.14.2.4燃料の補給手順 (1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給手順の中で記載する設備名称を下記のとおり修正する。 修正前：防護板 修正誤：閉止蓋 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-93,98 | 同上 | |
| 45 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-69 | ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合の手順で⑤ ^b の手順に誤記があったことから、⑤ ^b ⑥ ^b に分割し、修正する。 | |
| 46 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-95 | 同上 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-72 | 【ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合】の操作の成立性の記載で、防護板に関する内容を記載しているが当該操作については、操作しないことから削除する。 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-97 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------|--|----|
| 49 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-74 | (2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給手順の⑥に関する内容で、誤記があったことから修正する。 修正前：「定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に」 修正後：「燃料補給間隔を目安に」 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-100 | 同上 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-100 | (2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給手順の⑥に関する修正により、相違理由の記載が必要となったことから、以下を相違理由に追記する。 【女川】記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川の燃料消費量にあたっては、定格容量での消費量から算出している。 ・泊の燃料消費量にあたっては、運転状態の負荷に見合った消費量から算出し、補燃料給間隔を目安に燃料補給を実施する。(大飯と同様) | |
| 52 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-77 | 緊急時対策所発電機の燃料消費率について、他条文との記載内容統一のため、以下のとおり修正する。 修正前：緊急時対策所指揮所側が約24L/h、緊急時対策所待機所側が約19L/h 修正後：緊急時対策所指揮所側が約24.4L/h、緊急時対策所待機所側が約19.3L/h | |
| 53 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-103 | 同上 | |
| 54 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-77 | 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定した場合、事象発生後7日間、それらの設備（代替非常用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機）の運転継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量について誤記があったことから修正する。 修正前：263.5kL 修正後：168.2kL | |
| 55 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-103 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|--|----|
| 56 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-85 | 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (4/5) の対処設備に「ディーゼル発電機移送ポンプ*1*2」と注記*2を追記し、修正前の*2を*3に繰り上げる。 また、以下の通り修正する。(下線部参照) 修正前: ホース*1 修正後: ホース・ <u>接続口</u> *1*2 | |
| 57 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-113 | 同上 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14.87 | 表番号に誤記があったため以下の通り修正する。 修正前: 第1.14.4表 重大事故対処等に係る監視計器 修正後: 第1.14.2表 重大事故対処等に係る監視計器 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14.114 | 同上 | |
| 60 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-86, 92 | 技術的能力1.14ヒアリングコメント反映 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (5/5) と監視計器一覧 (6/7) における誤記を修正する。(下線部参照) 修正前: タンクローリ 修正後; タンクローリ二 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-113, 118 | 同上 | |
| 62 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-87 | 1.14 電源の確保に関する手順等 監視計器一覧 (1/5) b. 後備変圧器によるメタクラA系及びメタクラB系受電 下線箇所誤記のため「又は」に修正する。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------|---|----|
| 63 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-114 | 同上 | |
| 64 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-87～91 | 監視計器一覧 (1/7)～(5/7) について、対応手順の名称を以下の通りに適正化する。(下線部参照) (例) 監視計器一覧 (1/7) 修正前：代替非常用発電機又は可搬型大型電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 修正後：代替非常用発電機又は可搬型大型電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電) | |
| 65 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-114～118 | 同上 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-94 | 第1.14.1図 機能喪失原因対策分析 (1/2) における対応手段④の記載を以下の通り適正化した。 修正前：号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルによる給電 修正後：号炉間電力融通設備による給電 | |
| 67 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-121 | 同上 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-99 | 第1.14.5図 表題の記載を適正化する。(下線部参照) 修正前：代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 修正後：代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 概要図 | |
| 69 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-128 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 70 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-100, 101, 102, 107, 108, 127, 128 | 第1.14.6, 7, 8, 13, 14, 27, 28図の表題の記載を適正化する。(下線部参照) (例) 第1.14.6図 修正前: 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 タイムチャート (1/3) 修正後: 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 <u>(代替非常用発電機中央制御室起動の場合)</u> タイムチャート (1/2) | |
| 71 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-129, 130, 135, 136, 161, 162 | 同上 | |
| 72 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-103 | 第1.14.9図の記載を適正化する。 ・可搬ケーブルを実線から点線とする。 ・可搬ケーブルの凡例を追記する。 ・可搬型代替電源車設置場所の記載を適正化する。(下線部参照) 修正前: <u>[T.P.約31m]</u> 修正後: <u>3号炉西側32mエリア, 3号炉東側32mエリア</u> | |
| 73 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-131 | 同上 | |
| 74 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-106 | 第1.14.12図において図中の※7に不要な下線を引いていたため、削除する。 | |
| 75 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-134 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------|--|----|
| 76 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-117 | 第1.14.21図の記載を適正化した。 ・表題 (下線部参照) 修正前：所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (常設代替交流電源設備, 後備変圧器, 可搬型代替交流電源設備 号炉間電力融通設備, 開閉所設備による交流電源復旧の場合) 概要図 修正後：所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (常設代替交流電源設備, 後備変圧器, 可搬型代替交流電源設備, 号炉間電力融通設備, 開閉所設備による交流電源復旧の場合) 概要図 ・図中における操作手順の附番を適正化した。 | |
| 77 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-148 | 同上 | |
| 78 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-116 | タイムチャート(第1.14.20図) 記載の適正化 ・ A, B 後備蓄電池投入の時間バー表示及び投入時間の修正 | |
| 79 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-162 | 同上 | |
| 80 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-119 | 第1.14.23図の記載を適正化する。 ・125V B-直流コントロールセンタからディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤) (発電機盤) には給電しないよう図示する。 ・可搬型直流変換器が系統とつながるよう修正する。 | |
| 81 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-152 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------|---|----|
| 82 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-121～125 | 第1.14.25図 (1/5) ～ (5/5) の記載を適正化する。 ・表題について適正化する。(下線部参照) 例 修正前: 第1.14.25図 可搬型代替直流電源設備ケーブル敷設ルート_(屋外)_(1/5) 修正後: 第1.14.25図 可搬型代替直流電源設備ケーブル敷設ルート_(1/5)_(屋外) ・可搬型代替電源車設置場所の記載を適正化する。(下線部参照) 修正前: 【T.P.約31m】 修正後: 3号炉西側32mエリア, 3号炉東側32mエリア ・図中のフロア表記を修正する。 例 修正前: 24.8m 修正後: T.P.24.8m | |
| 83 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-155～159 | 同上 | |
| 84 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-126 | 第1.14.26図の記載を適正化する。 代替所内電源設備分電盤の負荷にディーゼル発電機燃料移送ポンプを追記する。 | |
| 85 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-160 | 同上 | |
| 86 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-128 | タイムチャート(第1.14.28図) 記載の適正化 ・作業内容の見直しによる時間バー表示及び各想定時間の変更。 | |
| 87 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-162 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------------------------|--|----|
| 88 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-129, 131 | 1.14.2.4 燃料の補給手順(1)の変更により、第1.14.31図の操作手順⑥ ^b を追記し、修正前の⑥以降の番号を1つ繰り上げる。 また、第1.14.32図のタイムチャートにおける操作手順を同様に修正し、「ディーゼル発電機燃料貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給開始」を経過時間に追記する。 | |
| 89 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-166, 167 | 同上 | |
| 90 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-106～108, 109～112, 138, 139 | 技術的能力1.14ヒアリングコメント反映 第1.14.12, 13, 14図の表題, 第1.14.15図 号炉間連絡ケーブル 機器配置 (屋外), 第1.14.16図 号炉間連絡予備ケーブル敷設ルート, 第1.14.38図 可搬型タンクローリーから各機器への補給約7日間サイクル (可搬型タンクローリーにより補給する場合) タイムチャート及び第1.14.39図 可搬型タンクローリーから各機器への補給約7日間サイクル (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) タイムチャートについて、設備名称及び要員名称に誤記があったことから、下記のとおり修正する。 修正前： 号機間連絡ケーブル 修正後： 号炉間連絡ケーブル 修正前： 予備ケーブル 修正後： 号炉間連絡予備ケーブル 修正前： 可搬型タンクローリー 修正後： 可搬型タンクローリー 修正前： 事務局員 修正後： 災害対策要員 | |
| 91 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-134～136, 137～140, 174, 175 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------|--|----|
| 92 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-141 | 第1.14.41図 重大事故等時の対応手段の選択フローチャート代替電源（交流）による対応手段について、以下の通り記載を適正化する。 ・優先6として実施する号炉間連絡予備ケーブルに関する記載が抜けていたことから、追記する。 ・以下の記載を適正化する。（下線部参照） 修正前：他号炉のディーゼル発電機2台が正常に運転されているか。 修正後：1号又は2号炉のディーゼル発電機2台が正常に運転されているか。 修正前：号炉間連絡ケーブルを使用した号炉間融通による受電 修正後：号炉間連絡ケーブルを使用した号炉間電力融通による受電 修正前：開閉所設備を使用した号炉間融通による受電 修正後：開閉所設備を使用した号炉間電力融通による受電 ・注記※1を削除する。 | |
| 93 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-179 | 同上 | |
| 94 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.5.0) | 1.14-143 | 第1.14.43図 重大事故等時の対応手段の選択フローチャート燃料補給に関する対応手段について、現状の本文の構成とフローがあっっていなかったことから、修正する。 | |
| 95 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0) | 1.14-181 | 同上 | |